

記入例(申請者用)台湾で学会発表を行う想定

様式1-1 第3版 様式更新日:2024(令和6)年11月29日

赤枠内は、輸出管理関連課の記入欄です。申請者は記入を行わないでください。

受付番号

輸出管理シート【技術の提供・貨物の輸出入】

該当する事項にチェック(■または✓)を入れてください。

出張の場合は、事前に、旅行計画書、海外渡航に関する説明書、日程表、その他(学会発表などの開催資料)と併せて、輸出管理シートをご提出ください。

1. 申請者、取引の詳細をご記入ください。

記入年月日: 2024 年 10 月 5 日

Main application form with fields for applicant details (Name: 宮教 太郎, Title: 教授, etc.), trade details (Partner: 国立台湾大学, etc.), and purpose (用途: 学会発表, etc.).

海外出張時、学会発表等で使用する「PC」や「タブレット端末」などは、下記のマトリクス表で非該当となる仕様の貨物であっても、ご記載ください。

※についても、よくご確認ください。

経済産業省安全保障貿易管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/) より、最新の外国ユーザーリストをご確認ください。

※貨物の輸出的場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。 ※出張の場合には、国内の移動日も含めて訪問・提供等予定期間をご記入ください。

る自己判定チェックを行ってください。

3. 裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックのDまたはEにおいて、確認してください。

Checklist for export management with questions 1 and 2 regarding partner status and technology export.

外国ユーザーリストでは、台湾4組織の記載がございますが、今回の訪問先である「国立台湾大学」は、対象組織に含まれていないので、「いいえ」に■をします。

4. 研究インテグリティの確保に関するチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を確認し、該当する項目をチェックしてください。

チェックリスト掲載URL 【https://www.miyakyo-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/241021\_check-list.docx】

- 本輸出管理シートの提出時に、チェックリストに基づく懸念事項が無いことを確認しました。
□ 本輸出管理シートの提出時に、チェックリストに基づく懸念事項は全て研究支援係に報告しました。

※以下、責任者等確認欄

Signature and confirmation section for the responsible person, including fields for name, date, and role.

赤枠内は、輸出管理関連課の記入欄です。申請者は記入を行わないでください。

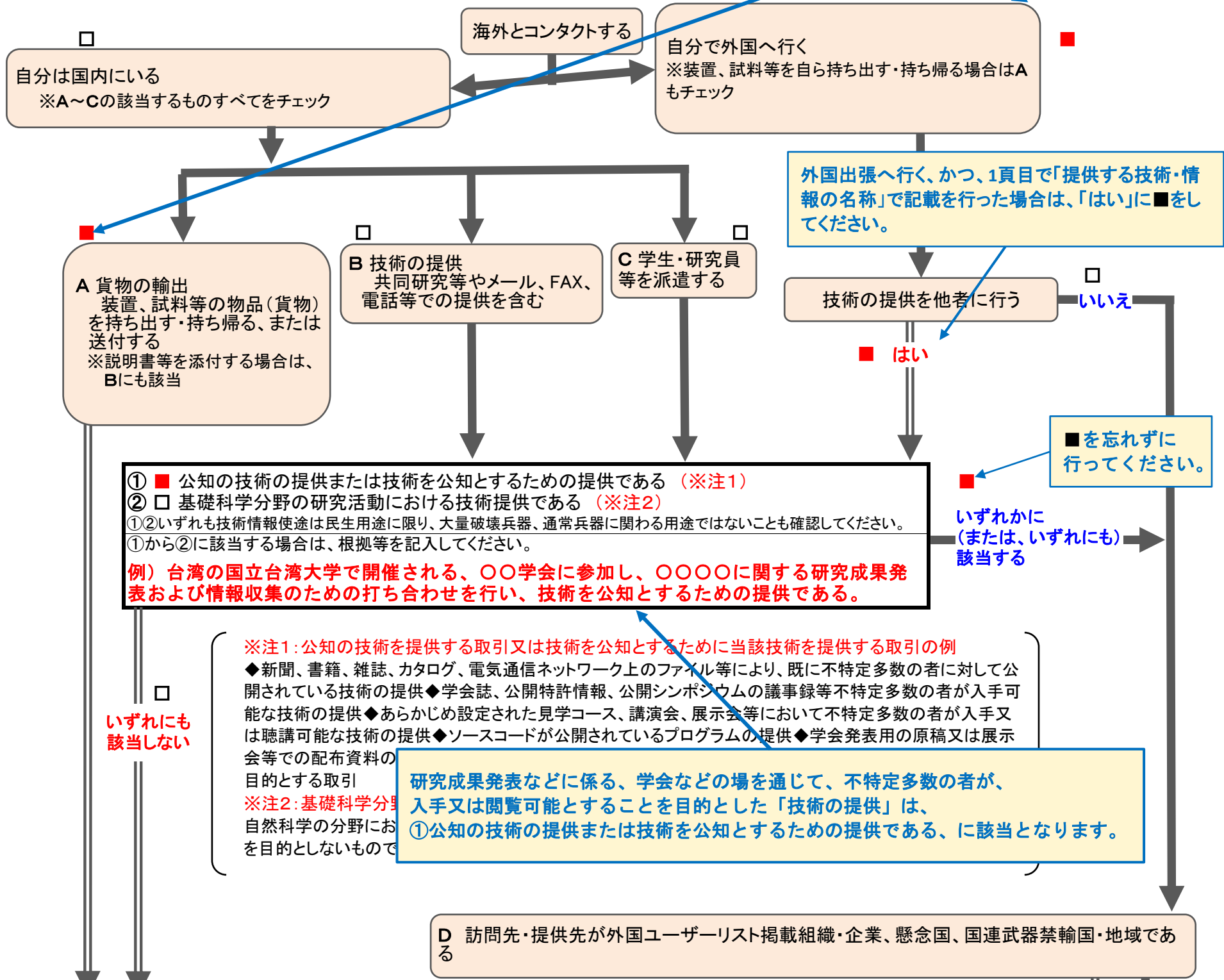
**記入例(申請者用)台湾で学会発表を行う想定**

外国出張へ行く、かつ、1頁目で「海外へ送付または持ち出す物品等の名称」で記載を行った場合は、「外国へ行く」及び「A貨物の輸出」に■をしてください。

※不明な点は、研究支援・多文化共生推進課研究支援係へご相談ください。

**安全保障輸出管理に関する自己判定チェック**

以下のフロー図にしたがって、□にチェック(■または✓)を入れてください。



- ① ■ 公知の技術の提供または技術を公知とするための提供である (※注1)
  - ② □ 基礎科学分野の研究活動における技術提供である (※注2)
- ①②いずれも技術情報用途は民生用途に限り、大量破壊兵器、通常兵器に関わる用途ではないことも確認してください。  
①から②に該当する場合は、根拠等を記入してください。
- 例) 台湾の国立台湾大学で開催される、〇〇学会に参加し、〇〇〇〇に関する研究成果発表および情報収集のための打ち合わせを行い、技術を公知するための提供である。

※注1: 公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引の例  
◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供◆ソースコードが公開されているプログラムの提供◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の目的とする取引

※注2: 基礎科学分野  
自然科学の分野において、基礎研究を目的とし、民生用途を目的としないもので

研究成果発表などに係る、学会などの場を通じて、不特定多数の者が、入手又は閲覧可能とすることを目的とした「技術の提供」は、①公知の技術の提供または技術を公知とするための提供である、に該当となります。

いずれにも該当しない

- 1 □ 技術の該非判定(※注3)を技術のマトリクス表を用いて行い、該非判定書(様式2)を作成
  - 2 □ 貨物の該非判定(※注3)を貨物のマトリクス表を用いて行い、該非判定書(様式2)を作成
- ※下記アドレスより、「貨物・技術のマトリクス表」をご確認ください。  
経済産業省安全保障貿易管理HP 貨物・技術のマトリクス表
- ※注3: 該非判定 当該貨物または技術が、省令のいずれの項番・条項号に該当するか
- 3 ■ 1、2で非該当または対象外が明らかな場合(非該当または対象外が明らかな場合の理由を記入してください)
- 例) 自己使用目的で使用し持ち帰る市販のノートPC及びタブレット端末は、購入元メーカーのウェブサイトから該非判定書を確認した結果、リスト規制の該非判定結果が「非該当」であり、規制の対象外である。
- ※注4: 対象外が明らかな場合 自己使用目的であり、また持ち帰る市販のノートパソコンは、規制の対象外です。

■を忘れずに行ってください。

本シートに該非判定書(様式2)を添付して輸出管理責任者へ提出

本シートにキャッチオール規制チェックシート(様式3)を添付して輸出管理責任者へ提出(該非判定書(様式2)を作成した場合は、併せて添付)

E 本シートのおもて面の設問1~2に「はい」が一つもない

キャッチオール規制チェックシート(様式3)を作成

本シートを輸出管理責任者へ提出(該非判定書(様式2)とキャッチオール規制チェックシート(様式3)を作成した場合は、併せて添付)

本シートを輸出管理責任者へ提出

キャッチオール規制の判定を行います。キャッチオール規制は、注5: グループA(法令改正前のホワイト国)向けの貨物の輸出や技術の提供であれば規制対象外となります。グループAではなく、本シートの1頁目の設問1~2に「はい」が一つでもある場合は、キャッチオール規制チェックシート(様式3)を作成してください。例の場合、全て「いいえ」のため、輸出管理シートのみ提出します。

※注5: グループA(法令改正前のホワイト国)(輸出管理が適正に行われていると認められる国)  
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、韓国

台湾は、注5より、グループAではないので、「いいえ」に■をします。